



## 質問

**複数の議決権を保有する者が議決権を分割して行使することはできますか。**

(相談概要)

規約で、1住戸1議決権と定めています。通常総会の開催にあたり、2住戸（2議決権）を所有する組合員から、ある議案について、所有する議決権を分割し、2人の代理人を立てたい旨の要望がありました。理事長はこれを認めてもよろしいでしょうか。



## 回答

区分所有法には本件に関する明確な規定はありませんが、議決権の行使は総会議案に対する組合員個人の意思表示であり、1人の組合員の意思は議決権の保有数にかかわらず統一された1個のものであるべきと思われます。

区分所有法第39条では「この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する」としていますが、これは管理組合が区分所有者の集合体であることから、共同の利益を維持する上で、持分割合のみならず構成員の数をも考慮することとしたものです。議決権の数に応じて複数の代理人を認めた場合、議決権数と組合員数が事実上同義となり、上記の趣旨が損なわれることとなります。また、区分所有法第40条では、共有者は議決権を行使すべき者1名を定めなければならないとしており、同法においても、議決権の分割行使は想定していないと考えられます。以上の点を考慮すると、1人の組合員が自己の所有する議決権を分割し複数の代理人を立てることはできないと解するべきです。

区分所有法

(議事)

第39条 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。

(議決権行使者の指定)

第40条 専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者一人を定めなければならない。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。